## 附則

## (適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

## (経過措置)

第二条 この 告 示 0) 規定による改正 後 の労働 金 庫 法 施 行 規 別第百. 十 兀 条第 項第 五号ニ等  $\mathcal{O}$ 規定に基づ

自己資本の充実 の状況等について金融 庁長官及び厚生労働 大臣が 別 に定める事項 ( 以 下 「新労金告示」と

いう。) 第二条第二項 (新労金告示第 匹 [条第 一項に、 お V 7 読 み替えて準 用する場合を除く。) に 規定する

別 紙 様 式 第 号 並 び に 新 労金告示第二条第三 項 第七 一号及び 第四 項 第 号 二 (新労· 金告示 第 四 第 項 に お

1 7 読 み替 えて 準 用す る場合を除く。 0 規 定 は、 こ の 告 示  $\mathcal{O}$ 適 用  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 「適用日」という。 以 後

に終 了する事業年 度に係る説明 書 類 の作 成 E ついて適用 Ĺ 適用 日 前に終了した事業年度に係る説 明 書 類

の作成については、なお従前の例による。

2 新 労金告示第三条第 項 ( 新 労 金 告 示第 匹 条第二 項 12 お 1 て 読 み替えて準 用 する場合を除く。 に 規 定

する 別 紙 様 式第二 号並 び に 新 労金告示 第三条第三 一項第八 号 及び 第 兀 項第二号ニ (新労金告 示 第四 条第 項

表 に お  $\mathcal{O}$ 作 7 て 成 に 読 係 み替えて準 る 期 間 を 用する場合を除 1 . う。 以下こ  $\mathcal{O}$ 項に な  $\mathcal{O}$ 1 規定 7 同 は、  $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\smile}}$ 適 用 に 係 日 以後に る 説 明 2終了 書 類 す  $\mathcal{O}$ る連 作 成 に 結会計 つ 1 年 7 度 適 用 連 結 適 財 務 用 諸 H

前 に 終 了 L た連 結会計 年 度に 係 る 説 明 書 類  $\mathcal{O}$ 作 成 に つい て は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

3 新 労 金 告 示 第 兀 条 第 項 12 お 11 7 読 4 替 え て 潍 用 す る 新 労 金 書 示 第二 条 第 項 に 規 定 す る 別 紙 様 式 第

適 用 日 以 後 に 終了 す Ź 半 期 回 月 カン 5 九 月ま での 半 期 を 1 う。 以 下 同 ľ に 係 る 説 明 書 類  $\mathcal{O}$ 作 成 に つい

号及

び

新

労

金告

示

第四

条

第

項

に

お

1

て読

み

替

え

7

準

用

す

る

新労

(金告)

示

第二

条

第

匹

項

第

号二

 $\mathcal{O}$ 

規

定

は

て適 用 適 用 日 前 に 終 了 L た 半 期 に 係 る 説 明 書 類  $\mathcal{O}$ 作 成 に 0 1 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

4

新

労

金

告

示

第

兀

条

第

項

12

お

1

7

読

み

替

え

7

進

用

す

る

新

労

金

告

示

第

条

第

項

に

規

定

す

る

别

紙

様

式

第二

号及 び 新 労 金 告 示 第 匹 条 第 項 に お 1 て 読 4 替 え 7 準 用 す る 新労 金 告 示 第  $\equiv$ 条 第 匹 項 第 뭉 三  $\mathcal{O}$ 規 定 は、

適 用 日 以 後 12 終 了 す る 半 期 に 係 る説 明 書 類  $\mathcal{O}$ 作 成に つ 1 · て 適 用 し、 適 用 日 前 に終 了 L た半 期に係 る説 明 書

類の作成については、なお従前の例による。